

広島県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
社会医療法人里 仁会	三原市皆実三丁目三 番二八号	社会医療法人里仁 会興生総合病院居 宅介護支援事業所	三原市円一町二丁 目五番一号	平成二二年一 〇月一日
林 亮	尾道市因島土生町二 〇〇九番地七	林歯科医院	尾道市因島土生町 二〇〇九番地七	平成二二年一 月一日
東広島市	東広島市西条栄町八 番二九号	東広島市西条地域 包括支援センター	東広島市西条町土 与丸一一一三番地	平成二二年四 月一日
社会福祉法人成 寿会	呉市広白石免田一三 〇一〇番地	デイサービスセン ター高屋	東広島市高屋町大 島一二九番地三	平成二二年一 二月一日
社会福祉法人成 寿会	呉市広白石免田一三 〇一〇番地	居宅介護支援事業 所山口	東広島市西条町田 口字東子二七二九 番地一	平成二二年一 月一日
有限会社リラッ クス	広島市中区寺町二番 二二二号	訪問介護事業所り らっくす廿日市	廿日市市新宮一丁 目一三番一八号 二〇二二号	平成二二年一 月二〇日
特定非営利活動 法人にこにこ元 気	廿日市市下平良四五 一番地六	にこにこ元気デイ サービスセンター	廿日市市平良一丁 目一八番二九号	平成二二年一 月二八日
医療法人社団ひ がしの会	豊田郡大崎上島町東 野二七〇一番地	デイサービスセン ター健康館プリ ザーヴ東野	豊田郡大崎上島町 東野二六九九番地 一	平成二二年一 月一日